

令和7年3月19日

各学区区政協力委員会委員長 様

西区区政部地域力推進課長

令和7年度以降の防犯関連補助金の制度変更について

平素は、区政の各般に渡り格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、防犯関連補助金につきましては、より活用しやすい制度とするため、令和7年度から制度変更を予定しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該制度変更については、議会における関係予算の議決（令和7年3月21日予定）を前提としておりますことを申し添えます。

記

1 防犯カメラ電気料補助の対象拡大

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用せずに設置した防犯カメラも補助の対象となります。

2 防犯カメラ「修繕」補助の開始

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用して設置した防犯カメラの修繕費用にかかる費用の一部を助成します。

3 防犯灯LED化補助の対象拡大

LED灯が故障し、LED灯に取替える場合も補助の対象となります。

4 防犯カメラ・防犯灯LED化の申請スケジュールの変更

エントリー申請を廃止します。

また、防犯カメラ（新規設置）及び防犯灯LED化（現物給付以外）については、4月から随時受付を行い、申請期限を翌年1月末までとします。

5 提出書類の削減

- ・道路占用許可申請や公園施設設置許可申請などの申請時に必要な添付書類を削減します。
- ・防犯カメラの実施報告書の提出頻度を毎年度から、設置の翌々年度の1回のみとします。

西区区政部地域力推進課

担当：井田、野脇、村山

電話：523-4524

防犯関連補助金の制度変更

防犯機器電気料補助金

変更点

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用せずに設置した防犯カメラも補助の対象となります

○対象となる防犯カメラ

- ・地域団体が維持管理
- ・公共空間を撮影
- ・「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って適切な維持管理を行っているもの

※令和 7 年度の交付申請時に、令和 7 年 3 月または 4 月発行の領収書(3 月分の電気料金支払いがわかるもの)が必要となりますので、申請時までなくさないよう保管をお願いします。

※対象の防犯カメラについては、「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に基づいた「設置及び利用基準」を作成している必要があります。「設置及び利用基準」が未作成の場合は、区地域力推進課へご相談ください。

※この制度変更により、令和 7 年度以降、防犯カメラ電気料金は「安心・安全・快適まちづくり活動補助金」ではなく、すべてこちらの補助金で対応することになります。

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金

変更点

防犯カメラ修繕費用が補助の対象になります

○補助対象

「街頭犯罪抑止環境整備事業補助金」を活用して設置し、新規設置または更新から 1 年以上経過した防犯カメラについて、カメラ本体や録画装置などを修理する場合の経費

○補助率等

補助率: 2/3 以内

限度額: 防犯カメラ 1 台につき 5 万円

上限台数: 学区連絡協議会 10 台、町内会等 5 台

変更点

故障した LED 灯を LED 灯に取替える場合も補助の対象になります

○対象となる防犯灯

- ・蛍光灯を LED 灯に取替える場合
- ・LED 灯を新設する場合
- ・故障した LED 灯を LED 灯に取替・修繕する場合

変更点

エントリー申請を廃止します

また、防犯カメラ(新規設置)と防犯灯 LED 化(現物給付以外)については、4 月から随時受付とし、翌年 1 月末まで申請を受け付けます

項目	防犯カメラ (新規設置)	防犯灯 LED 化 (現物給付)	防犯灯 LED 化 (現物給付以外)
エントリー申請	廃止	廃止	廃止
エントリー 結果通知	廃止	廃止	廃止
交付申請	4 月～翌年 1 月 (随時受付・先着順)	4 月～7 月	4 月～翌年 1 月 (随時受付・先着順)
交付決定通知	随時	9 月中旬頃～	随時
設置工事・ 実績報告	～翌年 3 月	～翌年 3 月	～翌年 3 月
補助金の交付	～翌年 5 月	～翌年 5 月	～翌年 5 月

※防犯カメラ(新規設置)及び防犯灯 LED 化(現物給付以外)は予算に達し次第、受付を終了する可能性があります。申請を希望する場合は、お早めに申請をお願いします。

変更点

提出書類を削減します

- ・道路占用許可申請や公園施設設置許可申請などの申請時に必要な添付書類を削減します。
- ・街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用して設置した防犯カメラについて、活動実績の報告を毎年度いただいていたが、設置の翌々年度の 1 回のみの提出とします。

例 令和 6 年度設置の場合

→令和 8 年 4 月～6 月頃に、令和 7 年度 1 年間の活動実績について報告

※上記制度には、その他条件がある場合があります。詳しくは、区地域力推進課へお問い合わせください。

※制度変更については、議会における関係予算の議決(令和 7 年 3 月 21 日予定)を前提としています。

●お問い合わせ先

西区役所地域力推進課 電話:523-4524

スポーツ市民局地域安全推進課 電話:972-3128